3 土砂条例

土砂等の埋め立て等に係る必要な規制を行うことにより、土壌の汚染や災害の発生を未然に防ぎ、 生活環境の保全や住民の安全に資することを目的として、自治体ごとに「土砂等による埋め立て等の 規制に関する条例」(通称、土砂条例又は残土条例)が定められています。

群馬県では、土壌の汚染に係る環境基準に準じて、群馬県土砂等による埋め立て等の規制に関する条例施行規則に定めた基準に適合しない土砂等による埋め立てを禁止しており、3000m²以上の埋め立てを行うには知事の許可が必要です。また、一部の市町村では3000m²未満の埋め立てであっても、各市町村条例により市町村長の許可が必要となり、各市町村条例の定める土壌基準を満たすかどうか調査する必要があります。

表4に群馬県、群馬県内の各市町村、及び埼玉県の土砂条例の概要を、表5及び表6にそれら各自 治体の土砂条例における調査項目及び基準値を示します。

表4 各自治体における土砂条例の概要 1(令和7年2月13日現在)

	自治体名	群馬県	安中市	伊勢崎市
	適用条件	3000m²ULE	500㎡以上、3000㎡未満	1000㎡以上、3000㎡未満
	事前協議等	_	_	要事前相談
許可申請前	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告、許可を要し ない住宅の用に供する土地の開 発として有害物質使用特定施設 を設置している工場等からの土 壌の搬入には土壌検査証明書が 必要	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告
	その他条件	_	住宅の用に供する土地の開発の ために行う土砂の埋立て等を行 う場合は事前に小規模事業許可 に関する届出を提出。	小規模特定事業の許可申請は60 日前まで、一時仮置き事業は土 砂等の搬入開始の10日前までに 届出
搬出	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出	排出の場所ごと又は同一の排出 場所からの搬入量が5000㎡を超 えるごとに、搬入日の10日前ま でに届出
完の調	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)
搬出元の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
事	試料採取時 の立ち会い	_	_	_
	その他条件	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時には知事の定める日までに 報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は市長の定める日までに報告。	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごと、特定事業の完了 ・廃止・休止時に検査して1ヶ 月以内に報告
	調査項目	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)
事業地内	調査検体数	1ha未満; お検体、1ha以上は +1ha毎に+1検体、10ha以上は12 検体以上	1検体	1検体
事業地内の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	区域ごとに中央及び中央から四 方へ5~10mの5地点を採取し、 等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合
選等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヶ月ごとに報 告	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告
		排水がある場合は、要水質検査	排水がある場合は、要水質検査	排水がある場合は、要水質検

表4 各自治体における土砂条例の概要 2(令和7年2月13日現在)

衣4	表4 各自治体における土砂条例の概要 2(令和7年2月13日現在)					
	自治体名	板倉町	邑楽町	太田市		
	適用条件	500㎡以上、隣接又は近接する土 地において事業区域との合算し た面積が500㎡以上	500㎡以上、同一の者が隣接又 は近隣する土地において1年以 内に埋め立て等を行っている場 合は合算した面積が500㎡以上	1000㎡以上、3000㎡未満		
許可申請前	事前協議等	_	隣接土地所有者の同意書、近隣 住民の承諾書が必要	-		
	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	町長が必要と認める場合必要	不要、ただし搬入9日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告		
	その他条件	事業連帯保証人及び隣接する地 権者の同意書が必要	_	_		
搬出	調査頻度	1回	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000m³を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000m³を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出		
元の調	調査項目	調查項目2(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目3(測定方法指定有)		
元の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	_	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書		
中	試料採取時 の立ち会い	_	_	-		
	その他条件	_	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること		
	調査頻度	1回以上	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ ³ (町長が認める場合は1000㎡ ³)を 超えるごとに1ヶ月以内に報告 、特定事業の完了・廃止・休止 時は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告		
	調査項目	調查項目2(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目3(測定方法指定有)		
事業地内の調査(土壌等検査)	調査検体数	_	1ha未満2、その後1haごとに +1、10ha以上12検体	1検体		
の調査(土	試料の採取 方法	-	中央及び中央から四方へ5~10m の4地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合		
蚕等検査)	提出物	_	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書		
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	有り		
	その他条件	_	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査		

表4 各自治体における十砂条例の概要 3(令和7年2月13日現在)

424	自治体名	ける土砂条例の概要 3 (令和7 9 	年2月13日現在) 川場村	神流町
	適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	_	_	_
	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告
	その他条件	_	_	_
搬出	調查頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が1000㎡を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出
完の調	調査項目	調查項目4(測定方法指定有)	調查項目7(測定方法指定有)	調查項目5(測定方法指定有)
	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
<u></u> 查	試料採取時 の立ち会い	_	_	_
	その他条件	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること
	調查頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとには1ヶ月以内に 報告、特定事業の完了・廃止・ 休止時は村長の定める日までに 報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が1000㎡ を超えるごとに30日以内に報告 、特定事業の完了・廃止・休止 時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が1000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は町長の定める日までに報 告
	調査項目	調查項目4(測定方法指定有)	調查項目7(測定方法指定有)	調查項目5(測定方法指定有)
事業地内	調査検体数	1検体	1検体	1検体
の調査(土	試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合
の調査(土壌等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿 に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 4(令和7年2月13日現在)

22.	表4 各自治体における主砂条例の概要 4(令和/年2月13日現在) 自治体名 甘楽町 桐生市 渋川市					
500~2以上 3000~2+注						
	適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	または搬入容積1000m³以上	500㎡以上、3000㎡未満		
許可申請前	事前協議等	_	必要	事前相談推奨		
	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入前に地質分析結果提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出		
	その他条件	_	_	_		
搬出	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が1000㎡を 超えるごとに、搬入日の10日前 までに届出	土砂の採取場所ごと及び搬入量 が3000㎡までごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと		
完の調	調査項目	調查項目6(測定方法指定有)	調查項目8(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)		
	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書		
<u>a</u>	試料採取時 の立ち会い	-	-	-		
	その他条件	性状は第1種~第3種建設発生土 に該当すること	_	性状は第1種~第3種建設発生土 に該当すること		
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が1000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休 止時は町長の定める日までに報告	特定事業開始から180日ごと(一 時堆積事業の場合は90日ごと)	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休 止時に検査は市長の定める日までに報告		
	調査項目	調查項目6(測定方法指定有)	調查項目8(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)		
事業地内	調査検体数	1検体	1検体	1検体		
内の調査(試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方~5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合		
の調査(土壌等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書		
	試料採取時 の立ち会い	有り	_	有り		
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	特定事業開始から180日ごとに 180日を超えた日か7日以内に使 用土砂量を報告 一時堆積事業の場合は90日ごと に搬入量・排出量を報告 要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿 に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査		

表4 各自治体における土砂条例の概要 5(令和7年2月13日現在)

327	日日/日本(〜の) 自治体名	ける土砂条例の概要 5(令和74 「下仁田町	年2月13日現住) 昭和村	榛東村
	適用条件	500m²以上、3000m²未満	500m²以上、3000m²未満	500m²以上、3000m²未満
		500世以上、5000世不同	500世 久上、5000世 不同	500世人上、5000世不同
許可申請前	事前協議等	_	_	事前相談推奨
	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告
	その他条件	_	_	_
搬出	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が1000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと
元の調	調査項目	調查項目7(測定方法指定有)	調查項目7(測定方法指定有)	調查項目8(測定方法指定有)
	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
単	試料採取時 の立ち会い	-	_	
	その他条件	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が1000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休 止時に検査は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は村長の定める日までに報 告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休 止時に検査は村長の定める日までに報告
	調査項目	調查項目7(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)	調查項目8(測定方法指定有)
事業地内	調査検体数	1検体	1検体	1検体
の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	中央及び中央から四方〜5〜10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方~5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合
壌等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを帳簿 に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿 に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿 に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 6(令和7年2月13日現在)

<u>~·</u>		7る工砂米例の概要 0(予和/3		
	自治体名	高崎市	高山村	館林市
	適用条件	1年以内に土砂等の堆積が行われた近接、隣接地との合算が 500㎡以上	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満
	事前協議等	必要	_	_
許可申請前	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	必要	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出、小規模特定 事業許可に関する届出書を提出 する場合は、有害物質使用特定 施設を設置している、または土 壌汚染対策法のただし書の確認 を受けている土地由来の埋め立 てを行う場合は、土壌基準に適 合していることを証する書面を 許可申請時に提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出
	その他条件	面積が3000㎡以上または堆積する高さが1mより高い場合は近隣 住民等への説明会を開催	_	_
搬出	調査頻度	排出の場所ごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000m³を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと
完の調	調査項目	調查項目12(全項目)	調查項目8(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)
元の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
里	試料採取時 の立ち会い	_	_	_
	その他条件	廃棄物等の混入・付着の有無に ついての展開検査結果を報告	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること
	調査頻度	土砂等の堆積に着手した日から 3ヵ月ごと、特定事業の完了・ 廃止時には10日以内に報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時に村長の定める日までに報 告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は市長の定める日までに報 告
	調査項目	調查項目12	調查項目8(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)
- 事業地内の調査(十壌等検査)	調査検体数	3000㎡ごとに区域を等分して、 1区域内あたり1地点以上の割合 で均等に選定して1検体とする	1検体	1検体
調査(土	試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方〜5〜10m の5地点を採取し、等量混合
(集等検査) (基等検査)	提出物	汚染調査結果届出書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時 の立ち会い		有り	有り
	その他条件	_	搬入した土砂等の量などを毎回 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿 に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 7(令和7年2月13日現在)

双4	谷日石体(-の) 自治体名	ける土砂条例の概要 7(令和7 9 	午2月13口玩住) 千代田町	富岡市
	適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満
許可申請削	事前協議等	_	_	_
	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出
	その他条件	_	_	_
搬出	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと
元の調	調査項目	調查項目1(測定方法指定有)	調査項目9(測定方法指定有)	調查項目8(測定方法指定有)
	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
進	試料採取時 の立ち会い	_	_	_
	その他条件	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は町長の定める日までに報 告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000m³ を超えるごとに0ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は町長の定める日までに報 告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は市長の定める日までに報 告
	調査項目	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目9(測定方法指定有)	調查項目8(測定方法指定有)
事業地内	調査検体数	1検体	1検体	1検体
の調査(十	試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合
の調査(土壌等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 北水がある場合は、西水質絵本	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告
		ロ 排水がある場合は、要水質検査	排水がある場合は、要水質検査	排水がある場合は、要水

表4 各自治体における土砂条例の概要 8(令和7年2月13日現在)

27	自治体名	する土砂条例の概要 8(令和7 9 中之条町	沼田市	藤岡市
	適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	高さ1mを超える土地の埋立て、 盛土(一時たい積事業を含む)及 び高さ2mを超える土地の切土で 、事業区域の面積(別の事業区 域と隣接する場合は合算した面 積が1000㎡以上
	事前協議等	要事前相談	_	必要(500m²以上1000m²未満の場 合も要事前相談)
許可申請前	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果提出	市長が必要と認めるとき一般有 害物質の水質検査書提出
	その他条件	_	_	許可申請等に土地周辺関係者と の協定の写しを提出
搬出	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	_
完の調	調査項目	調查項目10(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	_
搬出元の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	_
鱼	試料採取時 の立ち会い	_	_	_
	その他条件	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	_
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は町長の定める日までに報 告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が1000㎡ を超えるごとに30日以内に報告 、特定事業の完了・廃止・休止 時は市長の定める日までに報告	事業開始日から180日ごと(市長が必要と認める場合は事業開始日から30日以内、一時堆積事業の場合は90日ごと)、必要に応じて開始から30日以内に1回目の検査を行い、実施した日から7日以内に報告
車	調査項目	調查項目10(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)
事業地内の調査(土壌等検査)	調査検体数	1検体	1検体	事業区域を3000㎡以内の区域に 等分して区域ごとに1試料
調査(土壌	試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方~5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方〜5〜10m の5地点を採取し、等量混合
等検査	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎回 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎回 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを記載 し、事業開始から180日ごとに 報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 9(令和7年2月13日現在)

324	台日泊1441〜の1 自治体名	ける土砂条例の概要 9(令和7≤ │ 前橋市	千2月13 口現住) 吉岡町	みどり市
	適用条件	1000㎡以上	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満(同一事業者が1年以内に隣接・近接地で埋立て等が行われる場合は合算値が500㎡以上)、500㎡未満で1000㎡以上
	事前協議等	_	_	必要、近隣住民への説明会開催
許可申請前	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告
	その他条件	_	_	_
搬出	調査頻度	排出の場所ごと又は同一の排出 場所からの搬入量が5000㎡を超 えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が3000㎡。を 超えるごと
元の調	調査項目	調查項目11(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目9(測定方法指定有)
搬出元の調査(土壌等検査)	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
<u>(重</u>)	試料採取時 の立ち会い	_	_	<u> </u>
	その他条件	性状は第1種~第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種~第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種~第3種建設発生土 に該当すること
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は市長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が300m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時に検査は市長の定める日ま でに報告
	調査項目	調查項目11(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目9(測定方法指定有)
事業地内の	調査検体数	0.3ha未満1、1ha未満2、その後 1haごとに+1、10ha以上12検体	1検体	1検体
の調査(土	試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方~5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合
事業地内の調査(土壌等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 10(令和7年2月13日現在)

227	中日石をよっつい	プロスで発売の概要 10(予刊)	十七月13日初江	
	自治体名	みなかみ町	明和町	埼玉県
	適用条件	500㎡以上、300㎡未満 埋め立て等に用いる土砂は町長 が特別な理由があると認める場 合を除いて群馬県内で発生した もの	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上の土砂の排出、3000 ㎡以上の堆積 毛呂山町、嵐山町、桶川町、鳩 山町は各条例に従う
⇒hr.	事前協議等	1000㎡以上、3000㎡未満の埋立 て事業は近隣住民への説明会を 許可申請日の30日前までに開催 し、その報告書を提出。	_	_
許可申請前	許可申請前 の調査(申 請書に調査 結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに 土壌検査結果報告	_
	その他条件	_	_	_
搬出	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排 出場所からの搬入量が5000㎡を 超えるごと	_
元の調	調査項目	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	_
	試料の採取 方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	_
事	試料採取時 の立ち会い	-	_	_
	その他条件	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	性状は第1種〜第3種建設発生土 に該当すること	_
	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時は町長の定める日までに報 告	搬入開始日・前回の検査日から 6ヶ月または、搬入量が5000㎡ を超えるごとに1ヶ月以内に報 告、特定事業の完了・廃止・休 止時には町長の定める日までに 報告	搬入開始日から6ヶ月ごと、完了、廃止時に報告
	調査項目	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目1(測定方法指定有)	調查項目13
事業地内	調査検体数	1検体	1検体	900㎡ごとに1検体以上
の調査(土	試料の採取 方法	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5~10m の5地点を採取し、等量混合	5地点混合法(表層、5~50cmの 土壌を等量混合)
事業地内の調査(土壌等検査)	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	たい積に係る土地の汚染調査結 果届出書
	試料採取時 の立ち会い	有り	有り	-
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日 帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報 告 排水がある場合は、要水質検査	3ヶ月ごとに搬入場所ごとの終 了などを定期報告

表5 調査項目及び基準値 1(令和7年2月13日現在)

父 神里特ログの奉告	調査項目1	調査項目2	調査項目3	調査項目4
項目	群馬県、、安中市、伊 勢崎市、渋川市、玉 村町、沼田市、邑楽 町、館林市、富岡市 、藤岡市、みなかみ 町、明和町、吉岡町	板倉町	太田市	片品村
カドミウム	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下 (0.4mg/米1kg未満)	0.003mg/L以下	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機燐(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg 未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg 未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg 未満)	(125mg/kg 未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	_
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下	0. 1mg/L以下	0.1mg/L以下	0. 1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	_	=	_
シス-1, 2-ジクロロエチレ ン	_	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.01mg/L 以下	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L 以下	_
水素イオン濃度(pH)				

- 1. 有機燐(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及UEPNをいいます。
- 2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
- 3. 調査項目1~4の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。
- 4. 調査項目 3 のカドミウムは土地利用目的が農用地(田に限る) の場合において米 1kg あたりの含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表5 調査項目及び基準値 2(令和7年2月13日現在)

20 明旦気ロ及い空干に		اللاناك <u>- الماناك</u>		
	調査項目5	調査項目6	調査項目7	調査項目8
項目	神流町	甘楽町	川場村、下仁田町、 昭和村	桐生市、榛東村、高 山村、富岡市
カドミウム	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機燐(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	_	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下	0. lmg/L以下	0. 1mg/L以下	0. 1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	_	_	_	0.04mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレ ン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	_
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	_	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	_	_	_	_

^{1.} 有機燐(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及UEPNをいいます。

^{2.} 注記のないものは溶出量試験における基準です。

^{3.} 調査項目5~8の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表5 調査項目及び基準値 3(令和7年2月13日現在)

次3 調査項目及び基準値 3 (市和/年2月13日現住)								
	調査項目9	調査項目10	調査項目11					
項目	千代田町、みどり市	中之条町	前橋市					
カドミウム	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下					
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと					
有機燐(*1)	検出されないこと	検出されないこと	こと検出されないこと					
鉛	0.01mg/L以下		0.01mg/L以下					
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下					
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)					
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下					
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと					
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと					
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)					
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下					
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下					
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下					
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下					
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下					
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	_	0.04mg/L以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン	_	0.04mg/L以下	_					
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下					
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下					
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下					
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下					
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下					
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下					
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下					
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下					
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下					
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下					
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下					
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下					
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下					
水素イオン濃度(pH)	_	_	4以上9未満					

^{1.} 有機燐(*1) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及UEPNをいいます。

^{2.} 注記のないものは溶出量試験における基準です。

^{3.} 調査項目9~11の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。 含有量試験の基準値を()内に示しました。

表6 調査項目及び基準値 4(令和7年2月13日現在)

	調査項目12		調查項目13	
項目	高崎市		埼玉県	
	溶出量基準	含有量基準	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下 アルキル水銀は 検出されないこと	15mg/kg以下	0.0005mg/L以下 アルキル水銀は 検出されないこと	15mg/kg以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
シマジン	0.003mg/L以下	_	0.003mg/L以下	_
クロロエチレン	0.002mg/L以下	_	0.002mg/L以下	_
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	_	0.02mg/L以下	_
四塩化炭素	0.002mg/L以下	_	0.002mg/L以下	_
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	_	0.004mg/L以下	_
1,1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下	_	01mg/L以下	_
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	_	0.04mg/L以下	_
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	_	0.002mg/L以下	_
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	_	0.02mg/L以下	_
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	_	0.01mg/L以下	_
チウラム	0.006mg/L以下	_	0.006mg/L以下	_
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	_	1mg/L以下	_
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	_	0.006mg/L以下	_
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	_	0.01mg/L以下	_
ベンゼン	0.01mg/L以下	_	0.01mg/L以下	_
PCB	検出されないこと	_	検出されないこと	_
有機リン化合物	検出されないこと	_	検出されないこと	_
ダイオキシン類		1,000pg-TEQ/g以下		1,000pg-TEQ/g

^{1.} で囲んだ箇所が事業地内の調査での必須項目ですが、他の基準が超えて良いということではありません。また、必須項目以外にも調査が必要と認める物質で、知事(埼玉県)や市長(高崎市)が通知したものは調査の対象となります。

^{2.} 埼玉県は知事が通知した場合は溶出量調査も必要となります。

^{3.} 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPN をいいます。

^{4.} 調査項目12、13の項目及び基準値は土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます。